

特定事業者支援事業

杉並区は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。			
事業名	日本フィルハーモニー交響楽団の活動支援事業		
総事業費 (千円)	13,200千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	13,200千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されている日本フィル友好提携事業のオーケストラコンサートについて、感染症対策を講じて事業を継続し、杉並区民の芸術鑑賞機会の確保を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 助成金：1事業者13,200千円 (内訳) 1公演当たり 2,200千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 日本フィル友好提携事業を実施する者（日本フィルハーモニー交響楽団） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 日本フィル友好提携事業のオーケストラコンサートは、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されているが、本事業に代わる事業は存在せず、事業の縮小、廃止等により、杉並区民の芸術鑑賞機会が減少するため、本事業の唯一の実施主体である日本フィルハーモニー交響楽団を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、感染症対策を講じた日本フィル友好提携事業のオーケストラコンサートの継続が図られることにより、杉並区民が安心して鑑賞できる環境が確保され、文化・芸術に親しむことができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>日本フィル友好提携事業の中でも特にオーケストラコンサートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う収容制限により、令和2年度の集客率が前年同期比50%以上悪化し、事業の継続が困難な状況にある。</p> <p>日本フィルハーモニー交響楽団を交付対象者として助成金を交付し、日本フィル友好提携事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている事業者支援事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		

特定事業者支援事業

杉並区は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。			
事業名	地域コミュニティバスの運行支援		
総事業費 (千円)	5,200千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	5,200千円
事業概要	<p>①目的 緊急事態宣言期間中の影響を最小限に抑え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、引き続き区民の身近な足として事業継続ができるよう、地域コミュニティバス（以下、南北バス「すぎ丸」）を運行する事業者を支援する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 運行支援金：5,200千円 （3路線の令和2年4・5月の運賃収入と過去3年間の4・5月の平均運賃収入の差額分の1/2を上限）</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 南北バス「すぎ丸」に関する運行協定を締結している事業者（京王バス株式会社及び関東バス株式会社の2事業者） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 区民の身近な足として定着している南北バス「すぎ丸」であるが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響から、運行収入が著しく減少しており、事業が継続できるよう、運行事業者を交付対象者として、運行支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、公共交通が不足する地域や交通弱者の安定的な生活を確保していく。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>公共交通が不足する地域の交通改善を目的として運行している南北バス「すぎ丸」事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響により利用者が著しく減少し、令和2年4月分・5月分の運賃収入は、過去3か年の同月の平均運賃収入の割合から見て、50%に迫る程の落ち込みがあり、事業継続に困難をきたしている。</p> <p>当該運行事業者に運行支援金を交付し、南北バス「すぎ丸」の運行事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている事業者支援事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		

特定事業者支援事業

<p>杉並区は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	小学校移動教室事業継続に係る事業者支援		
総事業費 (千円)	25,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	25,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の拡大による今年度の小学校移動教室の中止に伴う影響を抑え、次年度以降も安定的に事業を実施できるよう、移動教室の宿泊施設である運営事業者に対して支援を行う。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 事業者への給付金：25,000千円 (令和2年度移動教室実施に伴う施設借上げ料の100分の22を乗じた額)</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 移動教室宿泊施設運営事業者(株式会社フジランド及び東京ケータリング株式会社の2事業者) 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 小学校移動教室の中止に伴い、著しく収入が落ち込み、施設運営の持続が困難な状況にあり、次年度以降の移動教室の実施にも大きな影響を及ぼすため、運営事業者の安定的な施設運営のため、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、小学校移動教室事業の継続が図られることにより、宿泊施設がある山梨県忍野村及び静岡県南伊豆町での児童の自然体験学習の機会を維持できる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、小学校移動教室事業を中止したことにより、年間約6,000人の宿泊を取消すこととなり、各施設の運営事業者の経営が悪化し、施設運営の継続が困難な状況にある。</p> <p>宿泊施設運営事業者を交付対象者として支援金を交付し、次年度以降の小学校移動教室事業の安定的な実施を目的する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている事業者支援事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		